

松江市 報道提供資料

令和7年5月7日

件名

島根原子力発電所1号機第6回定期事業者検査の実施に当たっての申入れの実施について

内容

中国電力(株)から、安全協定に基づき令和7年4月11日付けで島根原子力発電所1号機の第6回定期事業者検査の計画(令和7年5月16日～10月15日予定)について連絡があったことから、周辺住民の安心・安全の確保及び島根原子力発電所に対する信頼の向上のため、本日、中国電力(株)に対して、別紙のとおり申入れを行ったのでお知らせいたします。

なお、定期事業者検査実施に当たっての申入れは、従来から定期事業者検査の都度行っています。

申入れ日時等

日 時: 令和7年5月7日(水)10時30分～

申入者: 防災部長 能海 朋之

対応者: 中国電力(株)島根原子力本部 広報部長 吉川 正克

【問い合わせ】

防災部原子力安全対策課 担当: 西田和之 電話: 0852-55-5615

原 第 1 3 号
令和 7 年 5 月 7 日

中国電力株式会社

常務執行役員

島根原子力本部長 三 村 秀 行 様

松江市長 上 定 昭 仁

(原子力安全対策課)

島根原子力発電所 1 号機 第 6 回定期事業者検査の実施について

2025 年 4 月 11 日付け島原本広第 23 号をもって連絡のあった件について、周辺住民の安心・安全の確保及び島根原子力発電所に対する信頼の向上のため、下記事項に十分留意し、定期事業者検査に万全を期されるよう申し入れます。

記

- 1 定期事業者検査の実施に当たっては、確実に実施するとともに、自らの主体性により継続的に安全性を追求すること。
- 2 周辺住民の安心・安全及び作業従事者の安全確保を最優先とし、周辺環境への放射線管理を厳重に行うこと。
- 3 全ての点検・工事について、対象機器はもとより周辺機器等に不具合が生じないよう作業手順等の確認を徹底し、工程管理と品質管理を厳重に行うなど品質保証活動に万全を期すこと。また、不具合が判明した場合は、不適合管理を行い適切に処理すること。
- 4 他プラント等で発生したトラブル事象を含め新たな知見が認められた場合には、的確な水平展開を行う等、安全かつ着実な廃止措置の実施に努めること。
- 5 火災対策については、巡視体制の強化を図るとともに、火気、油、薬品等の取り扱い等には万全を期すこと。
- 6 異常を確認した場合は、適切な措置を講じるとともに、速やかにその内容を市へ報告すること。
- 7 周辺住民の安心の確保のため、定期事業者検査の状況については、住民にわかりやすく情報提供すること。